

(参考1) 金融庁ウェブページ公表文

金融庁職員による金融商品取引法違反行為について

本日、証券取引等監視委員会が東京地方検察庁に、金融庁職員（総合政策局付）を金融商品取引法違反（内部者取引）の嫌疑で告発した。本件に係る関係者の懲戒処分は下記のとおり。当庁は、こうした事案が繰り返されることのないよう、再発防止策（別紙）に取り組む。

記

○ 関係者の懲戒処分（23日付発令）

当該職員については、国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号に基づき、免職とする。

また、当該職員に対する監督責任について、当該職員による金融商品取引法違反は、職務と密接に関連しており、金融機関等における事案が相次ぐ中、このような規制当局の担当者による違反は、社会的影響も非常に大きいものであることから、その責任を重く受け止め、当該職員が行為時に所属していた企画市場局企業開示課の課長を減給10分の1、3か月とし、企画市場局長（前局長及び現局長）を戒告とする。

## 再発防止策について

### ① 庁内隅々までの法令等遵守意識の浸透

- ・インサイダー取引規制に特化した研修を証券取引等監視委員会と協力の上創設。  
全職員に実施（年明け及び毎年夏）。  
同研修の際、全職員は、法令等遵守の誓約書を提出。
- ・インサイダー取引規制違反のリスクがある課の管理職は、職員の着任時に、株式等取引の状況を把握(クリアランス)し、法令等の遵守を指導。  
更に、当該管理職は、毎年冬に、職員の株式等取引の状況の報告を受け、必要な指導を行う。
- ・全管理職は、職員一人一人の身上を丁寧に把握し、個々の状況に応じた法令等遵守の指導を行う。
- ・法令や内規への違反の未然防止のため、違反の疑いがある行為を目や耳にしたら専用窓口に相談するよう全職員に促す。

### ② T O B 審査担当者等による株取引禁止

- ・担当者について、在任中の個別株の取引を原則禁止し、やむを得ない理由による取引は事前承認（内規改正）。

### ③ 採用時・出向者受入時の確認の強化

- ・採用候補者や出向予定者に対して、事前に面接のうえ、インサイダー取引規制をはじめとする法令や内規を個別に説明。採用・受入後も改めて実施し、その際、対象者は法令等遵守の誓約書を提出。
- ・出向元に対して、出向予定者の適性等を確認の上、金融庁の業務特性を踏まえ、法令等の遵守を出向予定者に求めるよう、要請。

### ④ P D C A の実践

- ・①から③の実施状況を年1回確認し、所要の改善を実施。